仮 処 分 決 定

当 事 者　　別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の令和 元 年(ヨ)第 3512 号　　仮 処 分
命令申立事件について，当裁判所は，債権者の申立てを相当と認め，
債権者に 金30万円
の担保を立てさせて，次のとおり決定する。

主　　文

債務者は，別紙投稿記事目録記載の各投稿記事を仮に削除せよ。

令和 元 年 11 月 14 日

東京地方裁判所民事第9部

裁 判 官　　竹 内 友紀子

別紙

当　事　者　目　録

〒１０５－０００３　東京都港区西新橋１丁目２０番３号
虎ノ門法曹ビル９階
弁護士法人ＴＬＥＯ虎ノ門法律経済事務所（送達場所）
債権者代理人弁護士
同　　中　村　賢史郎

電　　話　　０３－５５０１－２４６１
ＦＡＸ　　０３－５５０１－２４６７

〒３６７９９８
シンガポール共和国　プレイフェアロード８０カポファクトリービル７－１５
(80PLAYFAIR ROAD #07-15 KAPO FACTORY BUILDING SINGAPORE (367998))
債　務　者　　パケットモンスターインクピーティーイーエルティーディー
(PACKET MONSTER INC.PTE.LTD.)
上記代表者代表執行役　　エフェンディアハメドハリスメリカン
(EFFENDY AHAMED HARITH MERICAN)

別紙

投稿記事目録

1.

閲覧用ＵＲＬ	http://awabi.2ch.sc/test/read.cgi/mog2/1553102060/
投稿番号	スレッドタイトル部分
投稿日時	2019/03/21(木) 02:14:20.47

2.

閲覧用ＵＲＬ	http://awabi.2ch.sc/test/read.cgi/mog2/1553102060/
投稿番号	1
投稿日時	2019/03/21(木) 02:14:20.47

これは正本である。

令和 元 年 11 月 14 日

東京地方裁判所民事第9部

裁判所書記官　萩 原 貴 子